

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：令和5年4月21日（令和5年（行情）諮問第331号）

答申日：令和6年2月15日（令和5年度（行情）答申第701号）

事件名：自動車監査業務（応用）研修に係る研修資料の一部開示決定に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書14（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大学校長（以下「処分庁」という。）が行った令和5年1月5日付け柏研総第46号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

原処分の「2 不開示とした部分とその理由」につき、「研修資料」において、法5条6号イ及びハに該当するから不開示とした部分につき、その一部には不開示事由に該当しない部分が含まれるものと予想する。よって、行政処分を取り消し、不開示部分につき、法5条6号イ及びハに該当しない部分の一部を開示するとの裁決を求める。なお、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とされた部分について、その理由は合理的と思料するから不服を申し立てない。

不開示部分の一部は法5条6号イ又はハに該当するものとは思料するが、その一部には、法5条6号柱書き、イ及びハに該当しない部分があるものとも思料する。すなわち、不開示部分には、情報公開・個人情報保護審査会の令和元年12月13日付け令和元年度（行情）答申第386号の「審査会の判断の理由」にある〈原処分において開示されている情報又は労働基準法，労働安全衛生法，最低賃金法等関係法令の規定から推認できる内容が多く記載されているほか、いずれも個別具体の事案に関することは記載されておらず、かつ、業務運営上の一般的な方針・指示の記載にとどま

っており、監査指導業務において秘匿すべき調査手法、ノウハウ等が記載されているとは認められない。>に相当する情報も含まれているものと予想する。

以上のとおり、行政処分において、法5条6号イ及びハに該当するとして不開示とした部分につき、改めて不開示事由該当性の精査を行い、行政処分を取り消し、不開示部分の一部を開示するとの裁決を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求について

本件開示請求は、令和4年11月27日付けで、法4条1項に基づき、処分庁に対して、「令和4年10月11日から令和4年10月14日までに実施された研修「専門課程自動車監査業務〔応用〕（I期）」において、研修の受講生に配布した資料一式（受講者名簿、研修の講師及びスケジュールが分かる資料、研修の説明資料（「行政対象暴力の対処方法」を除く）又は配布されたマニュアルや事務処理要領の類）」の開示を求めたものである。

処分庁は、別紙の2に掲げる部分について不開示とする一部開示決定をした（原処分）。

審査請求人は、令和5年1月14日付けで、国土交通大臣に対し本件審査請求を提起した。

(2) 審査請求人の主張

（略：上記第2の2に同じ。）

(3) 原処分に対する諮問庁の考え方

審査請求人は、本件対象文書のうち不開示とした部分の一部には、法5条6号柱書き並びに同号イ及びハに該当しない部分があるものとも思料するから、諮問庁に対して、該当しない部分について開示するよう主張する。しかし、審査請求人の主張は容れることができない。理由は以下のとおりである。

本件対象文書のうち不開示とした部分は、事業用自動車の監査と事故調査に関する情報を含むものである。法5条6号柱書きにおける「当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、当該情報が客観的に法的保護に値する蓋然性を有するものをいう。本件対象文書のうち不開示とした部分については、事業用自動車の安全対策に関する監査についての情報を含み、輸送における安全の確保という客観的に法的保護に値する蓋然性を有するものである。よって、本件対象文書のうち不開示とした部分は、法5条6号柱書きに該当する。

次に、法5条6号イについて、特定の事案の監査等が終了した後であっても、監査の方法・重点等が公になることにより、将来、監査を潜脱

する行為がなされるおそれがあるような場合には、公にすることによる支障が生ずるおそれがある、といえる。本件対象文書のうち不開示とした部分については、自動車監査に関する業務運営上の一般的な方針・指示等の記載にとどまらず、業務運営上の具体的な方針・指示等の記載が認められ、自動車監査業務において秘匿すべき調査手法等が記載されていることが認められる。したがって、本件対象文書の不開示部分が公開されることにより、自動車監査の方法・重点等が公になり、将来、監査を潜脱する行為がなされるおそれがあり、公にすることによる支障が生ずるおそれがある。よって、本件対象文書のうち不開示とした部分は、法5条6号イに該当する。

法5条6号ハについては、事業用自動車の事故調査においては、事故の背景にある組織的、構造的問題の更なる解明を図るなど、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析とより質の高い再発防止策の提言を得ることが求められている。このような事業用自動車の事故調査における趣旨に照らすと、その調査研究手法が明らかになると、事故調査における調査研究が不公正、非能率的になるおそれが認められ、よって、公正かつ能率的な遂行が不当に阻害されるおそれがある。したがって、本件対象文書のうち不開示とした部分は、法5条6号ハに該当する。

なお、審査請求人が主張する、情報公開・個人情報保護審査会の令和元年度（行情）答申第386号の事案は、平成21年度ないし平成29年度の各年度における監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について、当該各年度に先立ち厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長に対して通知した文書開示に係る事案である。

当該事案では、当該事案の中で各文書に記載されている内容は、平成21年度ないし平成29年度の各年度において完結しており、毎年度の変更・見直しの中で再び過去の通知と同様の内容が記載されることが仮にあったとしても、原処分時点においては、それぞれ過去のものであると認められ、不開示部分には、原処分において開示されている情報又は労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等関係法令の規定から推認できる内容が多く記載されているほか、いずれも個別具体の事案に関することは記載されておらず、かつ、業務運営上の一般的な方針・指示の記載にとどまっており、監督指導業務において秘匿すべき調査手法、ノウハウ等が記載されているとは認められない、と判断したものである。

一方、本件対象文書の不開示部分における記載は、法5条6号イにいう監査における手法及び法5条6号ハにいう調査研究に係る情報であるところ、本件対象文書の記載は、監査事例と調査研究事例の蓄積によって内容が変化し得るものであり、その意味で、内容の見直し及び変更が行われており、それぞれの内容が各年度において完結しているものと認

めることはできない。また、本件対象文書の不開示部分における記載は、いずれも個別具体の事案に関する記載が含まれ、業務運営上の一般的な方針・指示の記載にとどまらず、業務運営上の具体的な方針・指示等の記載が認められ、さらに、監督指導業務において秘匿すべき調査手法、ノウハウ等が記載されていることが認められる。

したがって、審査請求人が主張する事案と本件対象文書の不開示処分とは事案を異にするものである以上、令和元年度（行情）答申第386号における審査会の判断理由は今回の事例に該当するとはいえず、審査請求人の主張は失当である。

以上により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる部分を不開示とする原処分は妥当である。

2 補充理由説明書

原処分において不開示とした部分に係る不開示理由については、先に提示した理由説明書の内容により説明したところであるが、諮問庁において改めて検討を行い、審査請求のあった不開示部分に係る説明を以下のとおり補充する。

(1) 新たに開示することとする部分

別表1に掲げる部分については、不開示情報に該当するとまではいえないと判断し、新たに開示することとする。

(2) 不開示を維持する部分

別表2に掲げる部分については不開示を維持することとする。具体的な不開示理由については同表中6欄のとおりであり、同表の2に掲げる部分を除く部分は原処分の不開示理由を維持するが、同表の2に掲げる部分については不開示理由を「法5条6号ハ」から「法5条6号柱書き」に改める。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| ① | 令和5年4月21日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月12日 | 審議 |
| ④ | 同年10月26日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年12月7日 | 審議 |
| ⑥ | 令和6年1月11日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同年2月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条2号並びに6号柱書き、イ及びハに該当するとして不開

示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分において法5条6号イ及びハに該当するとして不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）につき、改めて不開示事由該当性の精査を行い、同号イ及びハに該当しない部分は開示すべきであるとして原処分の取消しを求めている。これに対し、諮問庁は、本件不開示部分のうち別表1に掲げる部分を新たに開示するとし、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）について、別表2の2に掲げる部分の不開示理由を同号柱書きに改めた上で、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

本件対象文書を見分すると、本件不開示維持部分は別表2の1ないし4に掲げる部分であり、諮問庁は当該各部分を法5条6号柱書き及びイに該当することから不開示とすべきとしている。

(1) 別表2の1, 3及び4に掲げる部分について（法5条6号イ情報）

ア 当該各部分の不開示理由について、諮問庁は別表2の1, 3及び4の表中6欄のとおり説明する。

イ 当該各部分を開示することにより生じる「おそれ」に係る上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

ウ したがって、当該各部分は、法5条6号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表2の2に掲げる部分について（法5条6号柱書き情報）

ア 当該部分の不開示理由について、諮問庁は別表2の2の表中6欄のとおり説明する。

イ 当該部分を開示することにより生じる「おそれ」に係る上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

ウ したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イ並びに6号柱書き、イ及びハに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条6号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同号柱書き及びイに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙

1 本件対象文書

(1) 研修資料

- 文書1 講話
- 文書2 自動車運送事業者に対する監査方針
- 文書3 旅客・貨物自動車運送事業者に対する現状の取組と今後の対応
 - ① 旅客自動車運送事業等の現状と課題
 - ② 貨物自動車運送事業の現状と課題
- 文書4 行政対象暴力の対処方法（開示請求対象外）
- 文書5 行政手続法等の解説及び最近の行政不服審査請求
 - ① 行政手続法等の解説
 - ② （旅客）審査請求・行政訴訟の事例について
 - ③ （貨物）行政訴訟資料①【審査請求書の作成並びに提出にあたっての説明事項】
 - ④ （貨物）行政訴訟資料②【行政訴訟の事例について】
- 文書6 事業用自動車の事故調査
- 文書7 事例研究・課題討議
 - ① 事例研究
 - ② 課題討議

(2) その他配付資料

- 文書8 研修員名簿
- 文書9 自動車監査業務〔応用〕（I期）日程表
- 文書10 【オリエンテーション資料】自動車監査業務〔応用〕（I期）研修（オンライン）
- 文書11 【ルーム用日程表】R4 自動車監査業務〔応用〕（I期）オンライン
- 文書12 【Teams__共通】オンライン研修__研修員用__操作手順書__20210716
- 文書13 【意見調査票】R4 自動車監査業務〔応用〕（I期）研修（オンライン）
- 文書14 欠課願

2 不開示部分

(1) 研修資料

- 文書1 講話（4頁，23頁，24頁）
- 文書2 自動車運送事業者に対する監査方針（14頁，15頁，22頁）
- 文書2 自動車運送事業者に対する監査方針（22頁）
- 文書6 事業用自動車の事故調査（2頁，5ないし8頁，28頁ないし

30頁)

文書7 事例研究・課題討議

① 事例研究（1頁ないし41頁，43頁ないし53頁，55頁ないし68頁，70頁ないし73頁，75頁ないし87頁）

① 事例研究（46頁，48頁ないし50頁）

② 課題討議（全頁）

(2) その他配付資料

文書10 【オリエンテーション資料】自動車監査業務〔応用〕（I期）
研修（オンライン）

文書12 【Teams__共通】オンライン研修__研修員用__操作手順
書__20210716

別表

1 新たに開示することとする部分

1 番号	2 文書番号	2 新たに開示する部分
1	文書 1	4 頁, 23 頁, 24 頁
2	文書 6	2 頁, 5 頁ないし 8 頁, 28 頁, 30 頁
3	文書 7 - ②	21 頁, 22 頁

2 不開示を維持する部分

1 番号	2 文書番号	3 不開示を維持する部分	4 根拠条文 (法 5 条)	5 不開示理由
1	文書 2	22 頁	6 号イ	<p>当該頁は、自動車運送事業者に対する監査体制の強化として、背景、課題及びその検討過程等が記載されている資料である。平成 28 年の軽井沢スキーバス事故、令和 4 年の静岡観光バス横転事故など二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう貸切バスの安全性向上に向けた対策を踏まえ厳格に監査を実施すること、また 2024 年問題における物流革新を踏まえたトラック Gメン設置に伴う荷主対策強化に加え、法令遵守意識が低く悪質な法令違反が常態化している悪質事業者に対する強力かつ効果的な監査を実施することが喫緊の課題となっており、これら諸問題に対処すべく全国の監査官を対象とした統一かつ効果的な監査手法について、これまでの検討過程も含め公にすることにより、今後の悪質事業者対策が推測されるおそれがあり、悪質事業者の確</p>

				実な排除に著しく支障を来すおそれがあると考えられる。
2	文書6	29頁	6号柱書き	<p>当該頁は、重大事故の報告があった後の省内対応の決定過程が記載されており、事故の報告が事業者からなされて以降の省内対応の流れについて、研修生に説明した資料である。研修生には口頭で追加説明をしているが、当該資料の記載事項は必ずしも正確な内容ではなく、全ての重大事故に対して資料に示した省内対応がされるといった誤った理解をされる可能性があり、これを公にすることにより、事業者に無用な混乱を生じさせるとともに、正しい内容の報告がなされないなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるために該当するものとする。</p> <p>したがって、当該不開示部分は、先に提示した法5条6号ハではなく、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。</p>
3	文書7-①	1頁ないし41頁、43頁ないし53頁、55頁ないし68頁、70頁ないし73頁、75頁ないし87頁	6号イ	<p>文書7-①は、地方運輸支局の職員が、実際に経験した監査の事例について、監査の事前準備、監査の着眼点、具体的な処分の判断方法について取りまとめ、さらに当該事例について検討を行い、研修において発表し、他の研修生からの質疑応答を行っている資料である。当該資料には具体的な手法、事例が記載されているのみならず、監査官の思考まで記載されているため、これを公にすることにより、今後は公にすることを前提とした資料作りを余儀なくさ</p>

				れ、資料の質が低下することともに研修における活発な議論ができなくなり、研修の質が低下し、監査官の水準が低下し、監査における違法行為の発見を困難にするおそれがあると考えられる。
4	文書7-②	1頁ないし20頁	6号イ	文書7-②は、監査業務における課題を地方運輸支局の職員から募集した資料である。研修においては、募集した課題から検討課題を選定し、選定された課題を研修生同士でグループ討議を行って検討している。研修生のグループ討議を活発にするためにも、課題には監査の具体的な手法や判断基準の中でも判定が揺らぐ事例が記載されているため、これを公にすることにより、今後は公にすることを前提とした資料作りを余儀なくされ活発な討議ができなくなり、研修の質が低下し、監査官の水準が低下し、監査における違法行為の発見を困難にするおそれがあると考えられる。